

# 長 崎 県 地 学 会 誌

第 18 号

1972

(創立10周年記念号)

---

目	次
長崎県地学会創立10周年記念大会	とびら
会長論文	
長崎県炭鉱開発史話	瀬 亘 1
波佐見町の地下資源	瀬 亘 4
長崎県地学会10周年記念大会特別講演	
日本最古の基盤岩を探る	野 田 光 雄 7
資 料	
長崎の天文史跡紹介	原 口 孝 昭 17
教材研究	
郷土の地質をいかに教えるか	山 田 スミコ 19
日曜地質巡検会記事	
千綿江ノ串より野岳湖に至る間の火山岩類	橋 口 文 雄 24
黒髪山登山と流紋岩類の採集	大野 静雄・渡辺 信博・木寺久美子 26
矢上第三系の層序と長崎火岩類	堀 口 承 明 28
— 特に層序のたて方について —	
第一回 市民のための地学野外教室開催	3
昭和47年度日曜地質巡検会	18
会員異動(その1, その2)	23, 25

---

昭和47年11月

長 崎 県 地 学 会

# 長 崎 県 地 学 会 会 則

第1条(名称) 本会は長崎県地学会

(Nagasaki Earth Science Association)と称する。

第2条(目的) 本会は長崎県の地学に関する科学的研究や調査を行なうと共に、その知識の普及や会員相互の親睦を図るを目的とする。

第3条(事業) 本会は第2条の目的を達するために、下記の事業を行なう。

1. 地質巡検・天体観測・気象測定・海洋調査などの見学会の実施
2. 長崎県下の特定の地学的対象に関する協同研究
3. 研究発表会・普及講演会・談話会などの集会の開催
4. 会誌の発行・資料の刊行配布・学術論文の紹介と文献類の入手の斡旋
5. その他の研究や地学教育に関する事業

第4条(組織) 本会は、長崎県の地学に関心を持つ会員で組織する。

第5条(会員) 本会は、名誉会員・賛助会員・正会員・学生会員およびクラブ会員の5種とする。会員は、第3条に規定した事業に参加することができる。

第6条(会費) 会員は、別に定められた会費を前納しなければならない。

第7条(総会) 総会は正会員をもって組織し、会長これを召集し、本会運営の基本方針を決定する。

第8条(役員) 本会の役員は、会長1名、副会長2名、顧問、理事及び幹事各々若干名とする。役員の任期は2年とし、重任をさまたげない。

第9条(役員の任務) 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 顧問は本会の運営の相談にあずかる。
- 4 理事は理事会を組織し、総会で決定した基本方針に従って、本会の運営にたずさわる。
- 5 幹事は本会の会務・会計を監査する。

第10条(役員の選出) 会長・副会長および顧問は理事会が推薦する。

2 理事及び幹事は正会員の中からえらぶ。

第11条(会則の変更) 会則の変更は、正会員の申し出により、理事会が審議し、総会に計って議決する。

第12条(会計年度) 会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終る。

## 附 則

1. 名誉会員は、地学に関する分野で特に顕著な功績があり、長崎県に關係の深い者を理事会が推薦する。

2. 賛助会員は第2条の目的を賛助し、附則第3項に定める賛助会費を納める個人又は法人で、理事会で承認したものとする。

3. 会費は、次の区分に従う。但し、経常費でまかえない場合には別途徴収することもある。

正会員・クラブ会員 年 1,000円

学生会員 年 500円

賛助会員 年 1口3,000円

名誉会員・顧問は会費の納入を要しない。

4. 理事は、常任理事、下記の地域の代表理事及び職域代表理事をそれぞれ若干名おく。

長崎(長崎市・西彼杵郡)

中部(諫早市・大村市・北高来郡・東彼杵郡)

県北(佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡)

島原(島原市・南高来郡)

対馬(下県郡・上県郡)

壱岐(壱岐郡)

五島(福江市・南松浦郡)

5. 本会に、会計・庶務・編集などを担当する書記若干名をおく事ができる。

6. 本会の事務局は、長崎市文教町1-14  
長崎大学教育学部地学室内におく。

昭和36年9月24日施行

昭和39年2月5日改正(会費)

昭和40年6月19日改正(顧問、地域区分)

昭和42年5月4日改正(クラブ会員、会計年度、顧問の会費、地域区分)

昭和43年4月1日改正(会費)

昭和45年3月1日改正(副会長・事務局)

昭和47年4月1日改正(会費・事務局)